

介護医療院せいの短期入所療養介護 重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

介護医療院せいのショートステイは、医学的管理のもと利用者の状態に合わせたリハビリや看護介護ケア、必要な医療をご提供します。常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者のご家族の御相談、地域や市町村、保健福祉サービスとの密接な連携をとり、療養生活の質の向上およびご家族の介護の負担軽減を図ります。

1, サービス内容

医療・看護

リハビリテーション

理学療法、作業療法、物理療法

食事・入浴・排泄サービス

レクリエーション(治療ゲーム)

離床・着替え・整容など

相談及び援助

送迎



2, 費用

下記表のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合が利用料金となります。

I 型介護医療院 短期入所療養介護費 (円/日)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	個室	7780円	8930円	11360円	12400円	13330円
	4人室	8940円	10060円	12500円	13530円	14460円
夜勤加算		140円/日				
口腔連携強化加算		500円/月				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		100円/月				
若年性認知症利用者受入加算		1200円/日				
認知症行動・心理症状緊急対応加算		2000円/日(入所日から7日を上限とする)				
緊急短期入所受入加算		900円/日(入所日から14日を上限とする)				
送迎加算(片道ごと)		1840円/回				
療養食加算		80円/回(医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		220円/日				
介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)		単位数の1000分の 51/月				
特別診療費	感染対策指導管理料	60円/日				
	褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	60円/日				
	重度療養管理料	1250円/日				
	薬剤管理指導料	3500円/回(月4回迄、薬剤・注射等の指導を行った場合)				
	医学情報提供料	2200円又は2900円/回(退院時に文書で他の医療機関に紹介を行った場合)				
理学療法Ⅰ・作業療法 1230円/1単位20分(11単位以降860円)、言語聴覚療法 2030円/1単位20分(11単位以降1420円)、集団コミュニケーション療法(500円/1単位)、リハビリ体制強化加算(350円/1単位)、リハビリテーション計画加算(4800円/回)、日常動作訓練指導加算(3000円/1単位)、摂食機能療法(2080円/1単位30分)等を実施した場合に加算が有ります。						

(2) その他の費用

〔居住費〕	個室:1728円/日、4人部屋:437円/日
〔食費〕	1445円/日(朝食481円、昼食482円、夕食482円) ※所得に応じて減額制度有り
〔室料〕	個室:3300円/日(税込)
〔テレビレンタル料〕	204円/日(税込)
〔クリーニング料〕	4785円/月(税込)
〔理美容代〕	実費
〔外来一部負担金〕	介護保険外での診療を行った場合には医療費の自己負担が有ります。

[送 迎 費] 利用者の希望により、通常の事業実施地域以外から送迎を行う場合、実施地域を越えた地点から片道10Km以上の場合500円(税別)、1Km増す毎に100円(税別)加算

(3) 利用料等のお支払い方法

毎回退院時に請求致しますので、フロント又は振込等にてお支払いください。

3、事業所の職員体制 人数はショートステイを含む病棟の配置数です。

医師

- ・利用者の診療および健康管理を行います。
- ・利用者の病状、心身状況および日常生活や環境を把握し、適切な指導を行います。
- ・利用者の病状の急変等への対応を行います。
- ・施設サービス計画の作成および評価に関する適切な指導を行います。

介護支援専門員 1名以上

- ・施設サービス利用申し込みに係る調整および業務の実施状況の把握を行います。
- ・利用者の希望に沿った介護計画の作成およびサービス提供の説明、調整を行います。
- ・居宅介護支援業者との連絡調整を行います。
- ・介護計画の実施、定期的な状況把握、評価および計画の変更を行います。

作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士

- ・介護計画の作成への協力および機能訓練サービス提供の説明、調整を行います。
- ・介護計画に沿ったリハビリテーションの実施、定期的な状況把握、評価を行います。
- ・看護・介護職員への機能訓練に関する指導、管理を行います。

看護職員 8名以上 介護職員12名以上

- ・介護計画の作成への協力および看護・介護サービス提供の説明、調整を行います。
- ・介護計画に沿った看護・介護サービスの提供および定期的な状況把握、評価を行います。
- ・看護職員は介護職員への看護指導を行います。

管理栄養士

- ・施設サービス計画の作成への協力および栄養指導、食事サービス提供の説明、調整を行います。
- ・施設サービス計画に沿った栄養指導、食事の提供および定期的な状況把握、評価を行います。

4、通常の送迎の実施地域は熊本市西部地区の下記校区です。

城西校区、一新校区、慶徳校区、五福校区、花園校区、池田校区、壺川校区、春日校区、古町校区、白坪校区、池上校区、高橋校区、城山校区、中島校区、小島校区、松尾西校区、松尾東校区、松尾北校区、河内校区 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

5、定員および設備の概要

施設の入所定員は短期入所も含めて47名です。

療養室は個室と4人部屋、全て1床当たり7.3㎡以上の広さです。

ナースコール・ギャッジベッド・チェストを準備しています。

個室には室料がかかります。機能訓練室・食堂兼談話室・浴室(特殊浴槽付き)等は利用定員に合わせて十分な広さを有しています。共同でお使いください。

6、利用者へのお願い

- ・サービス利用の開始時に、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証をお見せください。
- ・面来訪者は入所者の安静を妨げないようにご注意ください。
- ・外出・外泊の際には、必ず行き先と帰院日時を職員にお申し出ください。
- ・施設内の病室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・火気の取り扱いにご注意ください。なお、施設内は禁煙となっております。
- ・騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の病室等に立ち入らないでください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内外での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・防火訓練等の時にはご参加ご協力をお願い致します。
- ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - (1)職員等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いは原則として出来ません。
 - (2)職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7, 非常災害対策

- ・非常災害時には、別に定める消防計画書に則り対応を行います。
- ・消防計画書に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加していただき行います。

8, 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9, 事故発生時の対応

事故発生時の場合は速やかに市町村及び利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。利用者に賠償するべき事故が発生した場合は事業所の加入している保険等により損害賠償を速やかに行います。

10, サービス内容に関する苦情等相談窓口

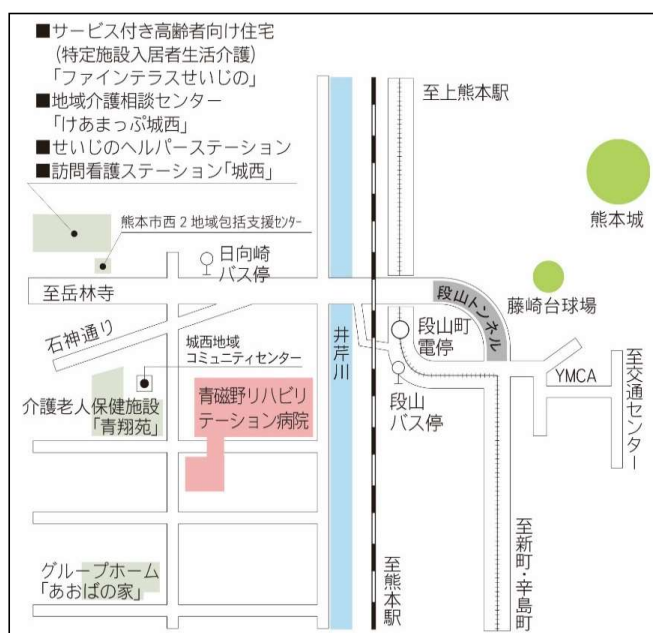
当事業所 お客様相談窓口	窓口責任者 師長 笹原 あゆみ (ささはら あゆみ) 介護支援専門員 坂本 明子 (さかもと あきこ) 山之内 健太 (やまのうち けんた)
	ご利用時間 月～土 8:30～17:00 対応方法 電話(096-354-1731) 又は 面接(当事業所) ※上記担当者が不在の時は当事業所の他の職員がお受けします。
公的相談窓口	熊本市介護事業指導課 電話 096-328-2793 熊本県国民健康保険団体連合会 電話 096-214-1101

開設法人

熊本市西区島崎2丁目22番15号
医療法人 金澤 会
(電話) 096-354-1731
(FAX) 096-354-1736

事業所

〒860-8515
熊本市西区島崎2丁目22番15号
介護医療院せいじの
(電話) 096-354-1731
(FAX) 096-354-1736
(事業所番号) 43B0100144



令和 年 月 日

説明者: (職名)

(氏名)